

イスタンブール原則に関する日本のNGOの現状 ～国内調査から見えてきたこと～

2012年9月4日

JANIC政策アドバイザー

遠藤 衛



これまでの流れ

- ◆ 2005年「パリ宣言」：5つの原則（オーナーシップ、被援助国制度への整合、ドナー間の調和化、成果管理、相互説明責任）12の指標でドナーと被援助国側の活動をモニター。
- ◆ 2008年 アクラHLF：パリ宣言の進捗を確認、更なる努力を提言、市民社会組織（CSO）や新興ドナー等の存在を認識。
- ◆ 2010年 CSOの活動指針となる「イスタンブール原則」採択
- ◆ 2011年 釜山HLF：「イスタンブール原則」を政府・国際機関が認識。個別の政府等もエンドースした。

イスタンブール原則

- ◆ 人権と社会的正義を尊重・推進 (Istanbul Principle #1)
- ◆ 女性と少女の人権を推進し、ジェンダー平等と公正性を実現 (#2)
- ◆ 人々のエンパワーメント、民主的オーナーシップ、参加を促進 (#3)
- ◆ 環境の持続可能性を推進 (#4)
- ◆ CSOが透明性と説明責任を高く持つ (#5)
- ◆ 公平なパートナーシップと団結を模索 (#6)
- ◆ 知恵を分け合い相互学習を実現 (#7)
- ◆ 前向きで持続的変化の実現に努力する (#8)

国内NGOへの調査

- ◆ 日本の国際協力NGO（JANIC会員団体）の6団体をピックアップ、評価活動やその内容、イスタンブール原則についての認識等について質問するために、2012年6月下旬から7月上旬にかけて調査を行った。
- ◆ 京都1団体、愛知1団体、東京3団体、埼玉1団体
- ◆ これまでのJANICによる国内コンサルテーション活動に関与した団体3団体、関与していない団体3団体。
- ◆ 大規模団体1、中～大規模2、小～中規模3。

調査結果 1

「イスタンブール原則」は自明か？

- ◆ 「イスタンブール原則」は、多くの日本の国際協力NGOにとって自明の情報・知識ではない。パリ宣言に対応して作成された経緯は、多くのNGOにとって意味は少。

「イスタンブール原則」は普遍的か？

- ◆ 6団体の評価活動や活動指針等を概観したところ、「イスタンブール原則」の内容はほぼ網羅していることが理解された。各団体の実際の活動等から、「イスタンブール原則」の内容をくみ取ることが十分できる。

調査結果 2

「イスタンブール原則」で難しい点は？

- ◆ 「1. 人権と社会正義の尊重と促進」、RBA（人権アプローチ）の概念が、それぞれ、実践的側面と理解の側面で困難があると考えるNGOがあった。

日本のNGOにとっての課題は？

- ◆ アドボカシー活動はNGOにとって必ず必要なものではないが、自団体の理念や価値を言語化する作業には人材や資金等の資源が必要。中小NGOには支援が必要。また、NGOの活動の質を高めるための技術（管理的なものや活動上の方法論等）について知る機会が必要。

提言

- ◆ 「イスタンブール原則」を普及するという表面的な体裁に拘らず、NGOの事業活動の質を高めるための具体的方法論の共有というアプローチが効果的。
- ◆ より魅力ある学びの機会を提供するうえで、「リオ+20」、「ISO」、「スフィア・スタンダード」「HAP」等の概念も同時に学べるよう工夫すべき。
- ◆ 途上国におけるNGOの活動を、より広く日本国内で広めていくための支援スキームの創設を政府等に働きかけるべき。幅広い国民の理解をNGOが獲得できれば、税金によるNGO支援を減らせる。
- ◆ 「イスタンブール原則」が作られた意味は、CSOによる活動の効果（開発効果）を高めること。その意味に注目すべき。

グループディスカッション とのつながり

本日のプログラムで8つの原則のうち3つに絞った理由

- ◆ 8つの原則全てを説明しまた議論するには、長時間かかる。一方で、8つの原則の中で、3つ（人権、ジェンダー、パートナーシップ）が、日本のNGOにとってより重要性が高く、かつ議論が多いと考えられたため。他の原則は、今後、順次取り組む。

RBA（人権アプローチ）とニーズベースアプローチの違い

- ◆ 統計や調査、又は観察等から導いた必要性（ニーズ）に基づいて第三者が援助の中身や量を決定するアプローチをNBAと呼ぶ。
- ◆ 「自分には〇〇の権利がある」との理解を当事者が深めることで、より根本的な問題解決を目指すアプローチをRBAと呼ぶ。